

専門学校金沢文化服装学院学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法及び私立学校法に基づき、服飾に関する知識・技能を修得させ、服飾美を研究すると共に、その機能性を追及し、併せて円満なる人格と豊かな情操を養い、もって良き社会人としての服飾専門技術者の養成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、専門学校金沢文化服装学院という。

(位置)

第3条 本校は、石川県金沢市清川町1番5号に置く。
第二校舎は、石川県金沢市豎町40番地に置く

第2章 課程及び学科、修業年限、定員ならびに休業日

(課程、学科名、修業年限ならびに定員及び授業時間)

第4条 本校の課程、学科名、修業年限ならびに定員及び授業時間は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜 の別	修業 年限	入学定員	収容定員	授業時間	募集状況
服飾専門課程	アパレル造形 デザイン科	昼間	3年	20名	60名	9時30分～ 16時10分	募集停止 (在校生のみ)
	ファッション 総合学科	昼間	3年	30名	90名	9時30分～ 16時10分	

2 前項のうち、募集停止学科については、附則に定める経過措置により、在校生の教育を継続する。

3 本校が行う付帯教育は次のとおりとし、詳細については別に定める。

キャリアカレッジ 修業年限 6ヶ月～11ヶ月

(学年、学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期は次のとおりとする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- (3) 夏季休日 7月31日から8月20日まで
- (4) 冬季休日 12月25日から1月7日まで
- (5) 春季休日 3月25日から4月4日まで
- (6) 開校記念日 3月12日
- (7) 校長が特に指定した日

第3章 教育課程、授業時数及び教員組織

(教育課程及び授業時数)

第7条 本校の教育課程、授業科目、授業時数及び単位数は、別表（1）のとおりとする。

2 別表（1）のうち、募集停止学科に係る教育課程（授業科目、授業時数及び単位数）は、在校生が卒業（修了）するまでの間、附則に定めるところにより適用する。

(単位の授与)

第8条 学生が授業科目を履修したときは、本校は、審査、試験、レポート、制作物の評価その他本校の教育の特性を踏まえた適切な方法により学修成果を評価した上で、単位を与える。

(教職員組織)

第9条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 4名以上
- (3) 講師 若干名
- (4) 助手 若干名
- (5) 事務職員 1名以上

2 校長は、校務をつかさどり所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第10条 本校（専門課程）に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) その他法令により前号と同等以上の学力があると認められる者

2 募集停止学科への入学（新規入学、編入学を含む。）は行わない。ただし、当該学科の在校生の転学科・再入学等の取扱いは附則及び別に定める規程による。

（入学時期）

第11条 本校の入学時期は毎年4月とする。

（出願）

第12条 本校の出願方法とその応募資格は次のとおりとする。

	応募資格
推薦入学	入学しようとする年の3月に高等学校、専修学校高等課程卒業見込みの者、又は、それ以前に高等学校、専修学校高等課程を卒業している者で、出身高等学校より推薦書の提出が得られ、成績概評がC段階以上であり、能力・人物とも出身校の校長の推薦を受け、本校を第一志望としている者。
一般入学	入学しようとする年の3月に高等学校、専修学校高等課程卒業見込みの者、又は、それ以前に高等学校、専修学校高等課程を卒業、高等学校卒業程度認定試験に合格している者。
大学・短期大学・社会人入学	入学しようとする年の3月に大学・短期大学卒業見込みのもの、又は、それ以前に大学・短期大学を卒業している者。但し、就職の経験は問わないものとする。
併願入学	一般入学の応募資格を有する者で、本校と他の大学・短期大学との併願を希望する者。ただし、他の専門学校との併願は認めないものとする。

（入学手続き）

第13条 本校の入学手続きは次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者のうち、未成年の者はあらかじめ保証人を定め、本校所定の入学願書に必要事項を記載して第22条に定める入学金を添えて受付期間内に提出しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対し、書類選考の上、受付順に入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は入学許可の日から10日以内に第22条の入学金ならびに所定の納付金を沿えて入学手続きをとらなければならない。

（保証人）

第14条 保証人は父母若しくは独立の生計を営む者で本人に関する身上一切の責任を負い得る者でなければならない。

（休学、復学）

第15条 在学中に疾病その他やむを得ない事由によって3週間以上休学する場合は、診断書及びその事由を記した保証人連署の休学届けを提出し、校長の許可を得なければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は届け出て復学することができる。

(退学)

第16条 中途退学しようとする者は、その事由を記し保証人連署の退学届けを提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 本校に在学中の者が無届けにて、1ヶ月以上欠席するときはこれを退学とみなす。

(編入学)

第17条 本校に学んだ経歴のある者または他の専門学校あるいは大学・短期大学及び専修学校に在学し編入学を希望する者のうち、校長が適当と認める者にあつては、これを編入学させることができる。

2 募集停止学科への編入学は行わない。

(転科)

第18条 転科に関する事項は別に定める。ただし、募集停止学科については、在校生の教育上の必要がある場合に限り、附則に基づき個別に取り扱う。

(卒業)

第19条 本校所定の課程を修了した者には、それぞれの学習評価の上、卒業または修了の証書を授与する。

2 募集停止学科の修了要件は、在校生が卒業するまでの間、附則に定めるところによる。

(卒業の延期)

第20条 総出席日数の3分の1以上を欠席した者及び所定の細目の未提出3単位以上の者ならびに授業料その他納付金の未納の者は修了及び卒業の時期を一時期延期することがある。

(褒賞)

第21条 成績優秀にして他の模範となる者及び遅刻欠席のない者はこれを褒賞することがある。

(懲戒)

第22条 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 正当の理由がなくて出席が常でない者。
- (3) 学校の秩序を乱し、その他生徒として本分に反した者。
- (4) 授業料その他所定の納付金を納めない者。

第5章 入学金、授業料その他

(入学金、授業料その他)

第23条 本校の入学金、授業料その他所定の納付金は以下のとおりとする。

区分	学科名	入学金	授業料	設備費	実習・行事費
専門 課程	アパレル造形 デザイン科	200,000円	(年額) 600,000円	(年額) 300,000円	(年額) 220,000円
	ファッション 総合学科	200,000円	(年額) 600,000円	(年額) 300,000円	(年額) 220,000円

(授業料の納入方法)

第24条 本校専門課程の授業料の納入方法は次のいずれかとする

- (1) 授業料の年額を4月に一括納入する方法。
- (2) 授業料の年額を4月(前期分)と8月(後期分)に分割する方法。
- (3) 経済的事由により、所定の納入が困難な場合は校長の許可を得て、毎月の分納を認めることがある。この場合の納期は当月末までに翌月分を納入するものとする。

(所定の納付金の返還)

第25条 授業料及び入学金等を一旦納入した者が入学を辞退する場合は、入学前年度の3月31日17:00(必着)までに入学辞退届け(書式自由)の提出があれば、入学金を除く所定の納付金を返還する。

(奨学制度)

第26条 本校に奨学制度を設ける。奨学制度に関することは、別に定める。

(証明書の発行)

第27条 本校は、在校生及び卒業生(廃止学科の卒業生を含む。)から申請があったときは、成績証明書、卒業証明書その他必要な証明書を発行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 2 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。
- 3 この学則は、平成28年 1月20日から施行する。
- 4 この学則は、平成28年12月 6日から施行する。
- 5 この学則は、平成29年 6月16日から施行する。
- 6 この学則は、令和元年 5月30日から施行する。
- 7 この学則は、令和3年 4月 1日から施行する。
- 8 この学則は、令和5年 4月 1日から施行する。
- 9 この学則は、令和7年 4月 1日から施行する。
- 10 この学則は、令和8年4月1日から施行する。

- 1 1 ファッションビジネス科は令和 8 年 3 月 3 1 日、アパレル造形デザイン科は、令和 9 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。
- 1 2 前項の廃止学科に在籍する学生の教育課程及び修了要件は、当該学生が卒業（修了）するまでの間、改正前学則の定めによる。ただし、教育上有益であり学修の継続に支障がないと校長が認める場合は、別に定めるところにより、本改正学則の科目・単位運用を適用することができる。
- 1 3 万一、前項の廃止学科について卒業延期者等が生じた場合の履修・卒業判定・単位認定等の取扱い、所轄庁と協議の上、校長が別に定める。